

○鹿兒島県港湾管理条例

昭和40年12月22日
条例第48号

（上屋使用料の経過措置）

- 4 [別表第2](#)の規定にかかわらず、当分の間、[次の表](#)の左欄に掲げる場所に平成4年度以後建設された上屋に係る上屋使用料は、[同表](#)の中欄に掲げる使用期間の区分に応じ、1日1平方メートルにつき、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げるとおりとする。

建設された場所	使用期間	料金
鹿兒島港本港区	10日以内	9円50銭
	11日以上	19円1銭
鹿兒島港谷山一区	10日以内	9円19銭
	11日以上	18円37銭

（平5条例21・追加，平9条例20・平10条例26・平25条例73・一部改正）